

平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、生活衛生同業組合が行う組合活動の推進を図り、営業の近代化及び合理化意識の高揚に努めることにより、業界の健全な発展及び県民の生活衛生の向上に資するため、高知県生活衛生同業組合連合会(以下「連合会」という。)が平成27年度第23回高知県生衛業推進大会を開催する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について補助するものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費は次に掲げる経費とし、補助額は20万円を限度とする。

- (1) 会場借上げに要する経費
- (2) 印刷消耗品費
- (3) 講師の招へいに要する経費(謝金及び旅費をいう。)

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書並びに同条第2項第1号及び第2号の事業計画書及び収支予算書の様式は、それぞれ別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、連合会に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、連合会が別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、連合会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更をする場合は、事前に別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けること。ただし、経費の配分の変更において、総事業額の20パーセント以内の増減はこの限りでない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第5号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助金及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証

拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (6) 補助事業又は連合会に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (7) 連合会は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

- (1) 別記第7号様式による事業実施報告書
- (2) 別記第8号様式による収支決算（見込み）書

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第5号及び第6号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地

申請者 名称

代表者職・氏名

印

代表者生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助金交付要綱第4条の規定により、平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 補助事業の名称及び内容
- 3 事業計画書（別記第2号様式のとおり）
- 4 収支予算書（別記第3号様式のとおり）

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

事業概要	経費区分	補助対象経費 支出予定額	積算内訳
		円	

実施予定年月日：

実施予定場所：

参加予定人員：

その他

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

収 入

（単位：円）

科 目	金 額	備 考

歳 出

（単位：円）

科 目	金 額	備 考

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

連合会会長

印

第4号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地

申請者 名称

代表者職・氏名

印

補助事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助事業について、下記のとおり事業を変更したいので、平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助金交付要綱第7条第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

添付書類

(1) 事業計画書（別記第2号様式のとおり）

(2) 収支予算書（別記第3号様式のとおり）

第5号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名称
代表者職・氏名 印

補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助金交付要綱第7条第3号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

第6号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地

申請者名称

代表者職・氏名

印

実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助事業が完了しましたので、平成27年度第23回高知県生衛業推進大会補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円
内 訳

事業概要	経費区分	補助対象経費実支給額	積算内訳
		円	

2 補助事業実施報告書（別記第7号様式のとおり）

3 収支決算（見込み）書（別記第8号様式のとおり）

4 その他

第7号様式（第8条関係）

補 助 事 業 実 施 報 告 書

1 事 業 名

2 実 施 年 月 日

3 実 施 場 所

4 参 加 人 員

5 表 彰 状 受 賞 者

6 そ の 他

第 8 号様式（第 8 条関係）

収支決算（見込み）書

収 入

（単位：円）

科 目	金 額	備 考

歳 出

（単位：円）

科 目	金 額	備 考

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

連合会会長

印